

○新見市建築基準法等に関する施行規則

平成19年2月5日

規則第2号

改正 平成19年6月20日規則第41号

平成20年3月13日規則第10号

平成21年1月28日規則第2号

平成29年2月22日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び新見市建築基準法施行条例（平成18年新見市条例第83号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(法人等の申請又は届出)

第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則により申請又は届出をしようとする者（以下「申請者等」という。）が法人である場合においては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を、個人である場合においては住所及び氏名をそれぞれ記載しなければならない。

2 建築士又は建築代理者が、申請者等に代わって、法、政令、省令、条例又はこの規則により申請又は届出をしようとするときは、当該申請書又は届出書に当該申請者等の委任状を添えなければならない。

3 申請者等が、未成年者、成年被後見人又は被保佐人であるときは、それぞれの法定代理人、成年後見人又は保佐人は、当該申請書又は届出書に、連署しなければならない。

(確認申請書の添付図書)

第3条 法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令で定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条の規定が適用される建築物を建築する場合 建築物移動等円滑化基準チェックシート

(2) 法第27条第3項第2号の建築物を建築する場合 第4項第1号に掲げる工場・事業調書及び危険物の数量表

(3) 条例の規定による認定を受けた計画の建築物を建築する場合 認定通知書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、建築主事が必要と認める図書

2 前項第6号に掲げる図書の様式は、市長が別に定める。

3 次の表の各項の(い)欄に掲げる条例の規定が適用される建築物の確認申請書には、同表の当該各項の(ろ)欄に掲げる事項を明示した図書を添え、又は省令の規定による確認申請書の図書にこの事項を明示しなければならない。

(い) 条例の規定	(ろ) 明示すべき事項
-----------	-------------

条例第3条	がけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、がけの高さ
条例第3条第2項第1号 又は第2号	検査済証の交付年月日及び番号
条例第4条	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
条例第7条	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法、防火区画を貫通する管と防火区画とのすき間を埋める材料の種別
条例第8条第3項	建築物の主要出入口とその前面道路の境界線との水平距離

4 省令第1条の3第1項の表2に掲げる図書の様式を次のように定める。

- (1) 工場・事業調書及び危険物の数量表 様式第1号
- (2) 既存不適格調書 様式第2号
- (3) 卸売市場等の用途に供する建築物調書 様式第3号

#### 第4条 削除

(名義変更等)

第5条 建築主は、法第6条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた建築物又は建築設備若しくは工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届（様式第4号）を建築主事に又は所定の様式により指定確認検査機関に届出なければならない。

- (1) 建築主の変更
- (2) 建築主の住所又は氏名の変更
- (3) 工事監理者の住所又は氏名の変更
- (4) 工事監理者の決定又は変更
- (5) 工事施工者の決定又は変更
- (6) 敷地の地名、地番の変更

2 前項第4号に係る届出において、工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士である場合にあっては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の写しを添えなければならない。

3 指定確認検査機関は、第1項の届出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(取りやめ届等)

第6条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）又は法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用される場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、遅滞なく工事取りやめ届（様式第5号）に確認済証を添えて建築主事に又は所定の様式により指定確認検査機関に届出な

なければならない。

- 2 指定確認検査機関は、前項の届出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。
- 3 法、政令、省令、条例又はこの規則により申請をした者は、当該申請に係る確認、許可等の処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、申請取下書（様式第6号）を市長又は建築主事に提出しなければならない。

（確認申請手数料等の減免）

第7条 市長は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内においてその災害により滅失し、又は損壊した建築物又は建築設備若しくは工作物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は設置をする場合（災害の発生した日から6月以内に当該工事に着手する場合に限る。）には、確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、許可申請手数料、認定申請手数料、承認申請手数料又は認定の取消し申請手数料（以下この条において「確認申請手数料等」という。）を免除するものとする。

- 2 市長は、前項に定める場合のほか、公益上特に必要と認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、確認申請手数料等を減額し、又は免除することができる。
- 3 前2項の規定により確認申請手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、当該申請書を提出する際に、確認申請手数料等減免申請書（様式第7号）に地方公共団体の発行するり災証明書その他の必要な証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、確認申請手数料等の減額又は免除を受けた者が当該建築物又は建築設備若しくは工作物について当該減額又は免除を受けた手数料以外の確認申請手数料等の減額又は免除を受けようとするときは、当該証明書を添えることを要しない。

（特定建築物の定期調査報告）

第8条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

- （1） 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
- （2） 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル（屋外観覧席にあつては、1,000平方メートル）を超えるもの
- （3） 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
- （4） 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
- （5） 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、飲食店、公衆浴場（個室付浴場業に限る。）、待合、料理店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超

えるもの又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの（3階以上における当該部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）

2 法第12条第1項の規定による報告の提出部数は、正本及び副本の計2部とし、省令第5条第4項の規定により定める書類は、次の表に掲げる書類とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、位置及び構造（耐火、準耐火建築物の別を含む。）、報告に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、調査において指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む。）並びに省令第5条第3項に規定する報告書及び定期調査報告概要書に添えた写真を撮影した位置

3 省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（次号に掲げるものを除く。） 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

(2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するものを除く。） 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

(3) 政令第16条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

(4) 第1項第1号から第4号までに掲げる建築物 平成19年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで

(5) 第1項第5号に掲げる建築物 平成19年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで  
(特定建築設備等及び工作物の定期検査報告)

第9条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号に掲げる建築物に設ける、随時閉鎖し、又は作動することができる防火設備（防火ダンパーを除く。）とする。

2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。

(工事監理状況等の報告)

第10条 工事監理者は、法第12条第5項の規定により市長、建築主事又は建築監視員（以下この条において「建築主事等」という。）から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、工事監理状況報告書（様式第8号）1部を提出しなければならない。

2 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工

事監理者又は工事施工者は、法第12条第5項の規定により建築主事等から建築物に関する工事の施工状況に関して報告を求められたときは、施工状況報告書の正本1部及び副本2部の計3部を提出しなければならない。

3 前項に規定する施工状況報告書の様式は、市長が別に定める。

(道路の位置の指定申請等)

第11条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止を申請しようとする者は、道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)申請書(様式第9号その(1))に権利者の一覧(様式第10号)及び承諾書(様式第11号)その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の承諾書には、道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止につき承諾した者の印鑑登録証明書を添えなければならない。

3 市長は、第1項の申請に対し道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止の決定をしたときは、道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)通知書(様式第9号その(2))を当該申請者に交付するものとする。

(許可申請等)

第12条 法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第13項までのただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第5項第3号、法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第67条の3第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項又は法第85条第3項若しくは第5項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物(1/2, 500の都市計画図)
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、延べ面積、位置及び構造並びに出入り口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の周囲の通路その他の空地の配置(通路にあっては、位置及び幅員)並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造

二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並び延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さ

(2) 法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあつては、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線から5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間若しくは水平面に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

(3) 法第48条第1項から第10項までのただし書の規定による許可を申請しようとする者にあつては、第3条第4項第1号に掲げる工場・事業調書及び危険物の数量表（様式第1号）

(4) 法第55条第3項各号、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあつては、追加調書（様式第12号）

(5) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

2 法第53条第4項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物（1/2，500の都市計画図）
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、壁面線又は法第53条第4項に規定する壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この表において「壁面線等」という。）の位置及び建築物と壁面線等との距離、敷地内における建築物の位置、用途、構造及び階段、門又は塀の位置、高さ及び材料、敷地に接する道路の位置及び幅員又は敷地周囲の通路及び空地の配置並びに緑地の配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積、主要部分の寸法並びにひさしの出及び幅
二面以上の立面図	縮尺、建築物の高さ、開口部の位置及び寸法、外壁、軒裏及びひさしの構造及び仕上げの材料、壁面線等の位置並びに建築物と壁面線等との距離

二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒及び建築物の高さ並びに内壁及び天井の仕上げの材料
----------	---

- (2) 許可を受けようとする建築物の敷地に係る土地の登記事項証明書
- (3) 許可を受けようとする建築物の敷地に係る土地の公図の写し
- (4) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

3 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第13項までのただし書、法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項から第13項までのただし書若しくは法第51条ただし書に関する部分の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物（1/2，500の都市計画図）
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地境界線、敷地内の製造施設、貯蔵施設及び遊戯施設等の用途、位置及び構造、建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあっては、位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
主要平面図	縮尺、方位及び主要部分の構造
主要立面図	縮尺及び主要な寸法
主要断面図	縮尺、主要な寸法及び高さ

- (2) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面  
(認定申請等)

第13条 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項、第2項、第3項若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物（1/2，500の都市計画図）
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、延べ面積、位置及び構造並びに出入り口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあっては、位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火設備の位置並び

	に延焼のおそれのある部分の外壁の構造
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並び延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さ

(2) 法第68条の5の2、法第68条の5の5第2項の規定による認定を申請しようとする者にあつては、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線から5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間若しくは水平面に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

(3) 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項、第2項、第3項若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者にあつては、追加調書（様式第12号）

(4) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定を申請しようとする者にあつては、計画道路又は予定道路と敷地と周辺土地と建築物の高さとの関係を示した図面

(5) 政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者にあつては、既存不適格調書（様式第2号）

(6) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

2 法第86条の8第1項の規定による認定を申請しようとする者は、当該全体計画が法第6条の3第1項に規定する確認審査を要するものであるときは、省令第10条の23第1項から第5項までに規定する図書及び書類のほか適合判定通知書又はその写しを添えて、市長に提出するものとする。

3 条例第2条第2項ただし書又は条例第3条第2項第3号の規定による認定を申請しようとする者は、認定申請書（様式第13号その（1））の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び屎し尿浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
敷地等断面図	縮尺、敷地境界線の位置、敷地内における建築物の位置、敷地の地盤面、敷地と道路及び隣接地との高低差並びに敷地内又は敷地の隣接地にがけがある場合にあっては、がけの高さ、勾配及び土質、擁壁の有無及び構造並びに敷地内の排水計画その他の災害防止措置の状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
二面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置

(2) その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

4 条例第4条ただし書、条例第5条ただし書、条例第8条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、条例第9条第1項ただし書、第2項ただし書又は条例第11条第1項の規定による認定を申請しようとする者は、認定申請書(様式第14号その(1))の正本及び副本に、それぞれ、第1項第1号に掲げる図書その他市長が特に必要と認めた図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

5 市長は、前2項の申請に対し認定をしたときは、それぞれ、認定通知書(様式第13号その(2))又は様式第14号その(2))を当該申請者に交付するものとする。

(許可事項等の変更)

第14条 第12条又は前条に規定する許可又は認定を受けた者は、当該許可又は認定を受けた事項を変更(軽微なものを除く)しようとするときは、当該許可又は認定の旨の通知書を添えて、第12条又は前条の規定に準じ改めて許可又は認定を申請しなければならない。

(建築協定認可申請等)

第15条 法第70条第1項、第74条第1項又は第76条の3第2項の認可を受けようとする者は、建築協定認可(変更認可)申請書(様式第15号その(1))に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築協定書(法第74条第1項の認可の申請の場合にあっては、変更建築協定書)

(2) 建築協定区域並びに協定区域内の地形及び地物を表示する図面

(3) その他市長が特に必要と認める図書

2 市長は、前項の申請に対し認可をしたときは、建築協定認可(変更認可)通知書(様式第15号その(2))を当該申請者に交付するものとする。

(建築協定の廃止認可申請)

第16条 法第76条第1項の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(様式第16号その(1))に、その廃止についての同項の合意を証する書面その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し認可をしたときは、建築協定廃止認可通知書(様式第16

号その（２））を当該申請者に交付するものとする。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請の添付図書等）

第 17 条 法第 86 条第 1 項から第 4 項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令で定めるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

- （１） 対象区域内の土地の所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第 17 号）
- （２） 対象区域内の土地の登記事項証明書
- （３） 対象区域内の土地の公図の写し
- （４） 対象区域面積求積図
- （５） その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

2 前項に掲げるもののほか、省令第 10 条の 16 第 1 項第 3 号に規定する同意を得たことを証する書面（様式第 18 号）には、同意した者の印鑑登録証明書を添えるものとする。

3 法第 86 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令で定めるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

- （１） 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第 17 号）
- （２） 公告対象区域内の土地の登記事項証明書
- （３） 公告対象区域内の土地の公図の写し
- （４） 公告対象区域面積求積図
- （５） その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

4 省令第 10 条の 16 第 2 項第 2 号に規定する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面の様式は、様式第 19 号による。

5 省令第 10 条の 16 第 3 項第 2 号に規定する同意を得たことを証する書面（様式第 18 号）には、同意した者の印鑑登録証明書を添えるものとする。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消しの申請の添付図書等）

第 18 条 法第 86 条の 5 第 2 項又は第 3 項の規定による認定又は許可の取消しを申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令で定めるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

- （１） 取消対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第 17 号）
- （２） 取消対象区域内の土地の登記事項証明書
- （３） 取消対象区域内の土地の公図の写し
- （４） 取消対象区域面積求積図
- （５） その他市長が特に必要と認めた図書又は書面

2 前項に掲げるもののほか、省令第 10 条の 21 第 1 項第 2 号に規定する全員の合意を証する書面（様式第 20 号）には、合意した者の印鑑登録証明書を添えるものとする。

(法第22条の指定区域)

第19条 法第22条第1項の規定により指定する区域は、新見都市計画区域（準防火地域を除く。）とする。

(道路とみなす道)

第20条 法第42条第2項の規定により市長が指定する道は、幅員4メートル未満1.8メートル以上の道とする。

(白地区域の建築規制の指定)

第21条 法第52条第1項第7号、第2項第3号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び法別表第3（に）欄5の項の規定により、新見都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、前面道路幅員に応じて容積率を低減する係数、建蔽率及び建築物の各部分の高さの限度の数値を次の各号のとおり定める。

(1) 法第52条第1項第7号の規定により定める数値 10分の20

(2) 法第52条第2項第3号の規定により定める数値 10分の4

(3) 法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の6

(4) 法別表第3（に）欄5の項の規定により定める数値 1.5

(5) 法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値 2.5

(住宅系建築物の容積率緩和)

第22条 法第52条第8項の規定により市長が住宅系建築物の容積率の緩和を適用するものとして指定する区域は、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

2 法第52条第8項の規定により市長が別に定めた数値は次のとおりとする。

$$V_r = V_c \times [1 + \{ [3 / (3 - R) - 1] \times 0.4 \}]$$

この式において $V_r$ 、 $V_c$ 及び $R$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_r$  法第52条第8項に規定する別に定めた数値

$V_c$  建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値

$R$  建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合。ただし、住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が4分の1未満の場合は0とする。

(かど地等の指定)

第23条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 街区のかどにある敷地（内角120度以内で交わるかど地をいう。）で当該かどを形成する道路（現に幅員がそれぞれ4メートル以上のものをいう。以下次号において同じ。）の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ、当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの

(2) 2以上の道路に接する敷地（前号に該当する敷地を除く。）で道路の副員の合計が12メートル以上あり、かつ、当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの

(3) 直接に、又は道路をへだてて、公園、広場、緑地、河川、沼沢又はこれらに類するものに接する敷地で前2号に準ずると認められるもの

(し尿浄化槽又は合併処理浄化槽の設置に係る区域の指定)

第24条 政令第32条第1項の規定により、市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、新見市の全域とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた事業計画において、法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号に規定する処理区域に予定されている区域は、除くものとする。

(垂直積雪量)

第25条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量の数値は、次の表の区域名欄の地域区分毎に建築場所の標高を同表の標高欄に当てはめることにより該当する同表の垂直積雪量欄の数値とする。

区域名	標高	垂直積雪量
新見、正田、唐松、石蟹、長屋、井倉、法曾、草間、足見、土橋、豊永佐伏、豊永赤馬、豊永宇山、金谷、哲多町矢戸、哲多町老栄、哲多町荻尾、哲多町成松、哲多町本郷、哲多町宮河内、哲多町花木	300メートル未満	0.4メートル
	300メートル以上400メートル未満	0.5メートル
	400メートル以上500メートル未満	0.6メートル
	500メートル以上600メートル未満	0.7メートル
	600メートル以上700メートル未満	0.8メートル
	700メートル以上800メートル未満	0.9メートル
高尾、馬塚、上熊谷、下熊谷、上市、西方、神郷下神代、哲多町蚊家、哲多町田淵、哲多町大野、哲西町大竹、哲西町畑木、哲西町八鳥、哲西町大野部、哲西町矢田、哲西町上神代	300メートル未満	0.5メートル
	300メートル以上400メートル未満	0.6メートル
	400メートル以上500メートル未満	0.7メートル
	500メートル以上600メートル未満	0.8メートル
	600メートル以上700メートル未満	0.9メートル
	700メートル以上800メートル未満	1.0メートル
大佐小阪部、大佐永富、大佐小南、大佐田治部、大佐布瀬	800メートル以上900メートル未満	1.1メートル
	300メートル未満	0.6メートル
	300メートル以上400メートル未満	0.7メートル
	400メートル以上500メートル未満	0.8メートル
	500メートル以上600メートル未満	0.9メートル
	600メートル以上700メートル未満	1.0メートル
	700メートル以上800メートル未満	1.1メートル
	800メートル以上900メートル未満	1.2メートル
菅生、坂本、足立、大佐上刑部、神郷油野、神郷高瀬、神郷釜村	900メートル以上1,000メートル未満	1.3メートル
	300メートル未満	0.7メートル
	300メートル以上400メートル未満	0.8メートル

	400メートル以上500メートル未満	0.9メートル
	500メートル以上600メートル未満	1.0メートル
	600メートル以上700メートル未満	1.1メートル
	700メートル以上800メートル未満	1.2メートル
	800メートル以上900メートル未満	1.3メートル
	900メートル以上1,000メートル未満	1.4メートル
	1,000メートル以上1,100メートル未満	1.5メートル
	1,100メートル以上	1.6メートル
千屋、千屋実	400メートル以上500メートル未満	1.1メートル
	500メートル以上600メートル未満	1.2メートル
	600メートル以上700メートル未満	1.3メートル
	700メートル以上800メートル未満	1.4メートル
	800メートル以上900メートル未満	1.5メートル
	900メートル以上1,000メートル未満	1.6メートル
	1,000メートル以上1,100メートル未満	1.7メートル
	1,100メートル以上	1.8メートル
千屋花見、千屋井原、大佐大井野	400メートル以上500メートル未満	1.2メートル
	500メートル以上600メートル未満	1.3メートル
	600メートル以上700メートル未満	1.4メートル
	700メートル以上800メートル未満	1.5メートル
	800メートル以上900メートル未満	1.6メートル
	900メートル以上1,000メートル未満	1.7メートル
	1,000メートル以上1,100メートル未満	1.8メートル
	1,100メートル以上	1.9メートル

(建築物の後退距離の算定の特例)

第26条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に定める建築物に接続する部分とする。

(道路面と敷地の地盤面とに著しく高低差のある場合)

第27条 政令第135条の2第2項の規定により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高く、かつ、土地の状況その他により安全上支障がない場合においては、その前面道路は、政令第135条の2第1項の規定にかかわらず敷地の地盤面から

2メートル低い位置にあるものとする。

(敷地面積の規模の緩和)

第28条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が同項の表(ろ)欄に掲げる数値によることが不相当であると認めて定める敷地面積の規模は、近隣商業地域又は商業地域にあっては、500平方メートルとする。

(中間検査申請書の添付図書)

第29条 省令第4条の8第1項第4号の規定により、市長が、中間検査申請書又は特定工程工事終了通知書に添えることが必要と認める書類は、特定工程の種類に応じて、次に掲げるものとする。

(1) 法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程 鉄筋コンクリート造建築物施工状況報告書

(2) 法第7条の3第1項第2号に規定する特定工程 鉄骨造建築物施工状況報告書

2 前項に掲げる書類の様式は、市長が別に定める。

(計画通知)

第30条 第3条、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第3項の規定は、法第18条第2項の規定による通知について準用する。

(仮使用承認申請)

第31条 法第7条の6第1項第1号の規定による仮使用の承認を申請しようとする者は、当該申請書の正本1部及び副本2部の計3部を市長又は建築主事に提出するものとする。

(確認審査に関する指針の様式)

第32条 確認審査等に関する指針(平成19年6月20日国土交通省告示第835号)に掲げる追加説明書及び軽微な変更説明書は、建築主事に提出するときは次に定める様式によるものとする。

(1) 追加説明書 様式第21号

(2) 軽微な変更説明書 様式第22号

2 前項の図書の提出部数は、正本、副本の計2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に岡山県建築基準法施行細則(昭和48年岡山県規則第66号)の規定により岡山県知事又は岡山県の機関に対してなされている申請その他の行為で、この規則の施行日以後において新見市長又は新見市の機関が管理し、及び執行することとなるものは、同日以後においては、新見市長又は新見市の機関に対してなされた申請その他の行為とみなし、この規則を適用する。

附 則(平成19年6月20日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月13日規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日規則第 5 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条、第12条関係)

工場・事業調書及び危険物の数量表

1	工場名									
2	原材料名			3	製品名					
4	事業概要									
5	作業場の床面積		申請部分		申請以外の部分		合計			
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
6	新設				既設					
	機械等の種類		台数	出力(kw)	容量	機械等の種類		台数	出力(kw)	容量
	小計					小計				
	合計				機械等の種類		台数	出力(kw)	容量	
7	種別・品名		処理又は貯蔵の区分	施設等の区分	数量					
					既設	申請	合計			
	① 火薬類 (玩具煙火を除く)									
	② マッチ									
	③ 可燃性ガス									
	④ 圧縮ガス									
	⑤ 液化ガス									
	⑥ 第一～第四石油類									
⑦ 消防法別表第1に掲げる品名のうち①から⑥までに掲げる以外のもの										

(注意)

- 6は、法別表第2に列挙されている機械等の設備を参照し、機械等の種類欄には原動機又は具体的な機械等の名称を、台数が規定されているものにあつては台数を、原動機を使用するものにあつては出力を、容量が規定されているものにあつては容量を記入してください。
- 7の処理又は貯蔵の区分欄には、常時貯蔵する場合は「貯蔵」を、製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合は「処理」を記入してください。また、地下貯蔵槽に貯蔵する⑥石油類及び⑦アルコール類については、地下タンク容量分を「貯蔵」にし、地下タンク以外の部分(地下及び地上の管等)の最大容量を「処理」として各欄を記入してください。
- 7の施設等区分欄には、危険物の規制に関する規則第16条の2の3に規定する特定屋内貯蔵所である場合は「特定屋内」を、危険物の規制に関する政令第3条に規定する第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所の場合は「第一種販売」又は「第二種販売」を、地下貯蔵槽の場合は「地下」を、これら以外の場合は「その他」を記入してください。
- 7の数量欄には、取り扱う危険物の瞬間における最大停滞量(当該施設内の機械、管、貯蔵場等の中に存置することのできる危険物の最大数量)を記入してください。

1	物件名称									
2	申請敷地の地名地番									
既存不適格建築物敷地等の概要(敷地単位)										
		基準時：A (年 月)		現 在：B		申請による増減：C		合計：B+C=D	D/A	
3	敷地面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
4	建築面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
5	延べ面積の合計		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
6	総棟数		棟		棟		棟		棟	
7	不適格条項及び概要									
既存不適格建築物等の概要(棟単位) ( )棟										
8	工事種別					9 階数				
10	不適格条項及び概要									
		基準時：A (年 月)		現 在：B		申請による増減：C		合計：B+C=D	D/A	
11	建築物の高さ		m		m		m		m	
12	建築面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
13	延べ面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
14	不適格床面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
15	床面積・ 原動機 の出力・ 機械の 台数・ 容器等 の容量	法第20条関係の不適格建築物			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		法第28条の2関係の不適格建築物			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		法第30条関係の不適格建築物			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		法第26条、第27条、第62条関係の不適格建築物			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		法第48条関係の不適格建築物	適合しない部分	作業場 自動車車庫等		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			適合する部分	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
				その他の用途( )		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			合計		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
			原動機	出力		kw		kw		kw
			機械	台数		台		台		台
	容器等	容量		l		l		l		
法第52条関係の不適格建築物			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
その他の条項( )										

(注意)

- 1 不適格建築物の棟が複数の場合は、既存不適格建築物の概要(棟単位)を各棟ごとに作成してください。
- 2 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物の場合は、当該欄に記入するほか、危険物の数量表(様式第1号)を添付してください。
- 3 工作物の場合は、「建築物」を「工作物」と読み替えて記入してください。

1 物件名称											
2 申請敷地の地名地番											
3 工事種別											
4 建築物の用途		・卸売市場 ・火葬場 ・と畜場 ・汚物処理場 ・ごみ焼却場 ・ごみ処理施設( ) ・産業廃棄物処理施設( )									
		基準時：A (年 月)	51条許可時：B (年 月)	現在：C	申請による増減：D	合計：C+D=E	E/A	E/B			
5 延べ面積の合計	対象用途部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
6 処理能力	① 汚物処理場、ごみ焼却場、その他のごみ処理施設	人	人	人	人	人	人				
	② 汚泥脱水施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	③ 汚泥乾燥施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	④ 汚泥の天日乾燥施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	⑤ 汚泥焼却施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	⑥ 廃油の油水分離施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	⑦ 廃油焼却施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	⑧ 廃酸、廃アルカリの中和施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	⑨ 廃プラスチックの破碎施設	t	t	t	t	t	t				
	⑩ 廃プラスチックの焼却施設	t	t	t	t	t	t				
	⑪ 木くず又ははがれき類の破碎施設	t	t	t	t	t	t				
	⑫ 汚泥のコンクリート固形化施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	⑬ 水銀含有汚泥のばい焼施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	⑭ シアン化合物の分解施設	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	⑮ 廃PCB等の焼却施設	t	t	t	t	t	t				
	⑯ PCB汚染物の分解施設	t	t	t	t	t	t				
	⑰ PCB汚染物の洗浄又は分離施設	t	t	t	t	t	t				
	⑱ 焼却施設(⑤⑦⑩⑮以外)	t	t	t	t	t	t				
7 備考											

(注意)

- 1 基準時Aには初めて法第51条の規定の適用を受けるに至った日を、51条許可時Bは法第51条ただし書の規定による許可を受けた日を記入してください。
- 2 法第51条許可時に政令第130条の2の3第2項に規定する規模を定めた場合はその内容を備考欄に記入してください。

様式第4号(第5条関係)

名 義 変 更 等 届

<p>年 月 日 第 号で確認された(建築物・建築設備・工作物)に係る (建築主・工事監理者・工事施工者・敷地)の を次のとおり(決定・変更)したので、新見市建築基準法等に関する施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>建築主事 様</p> <p style="text-align: right;">届出人 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p>		
1 建築主住所、氏名	変更前	
	変更後	
2 工事監理者住所、氏名	変更前	
	変更後	
3 工事監理者(決定又は変更により新たに定めた者)	<p>【イ 資格】( )建築士( )登録第 号 【ロ 氏名】 【ハ 建築士事務所名】( )建築士事務所 ( )知事登録第 号 ( )</p> <p>【ニ 郵便番号】 【ホ 所在地】 【ヘ 電話番号】</p>	
4 工事施工者(決定又は変更により新たに定めた者)	<p>【イ 氏名】 【ロ 営業所名】 建設業の許可( )第 号 ( )</p> <p>【ハ 郵便番号】 【ニ 所在地】 【ホ 電話番号】</p>	
5 敷地の地名、地番	変更前	
	変更後	
6 変更の理由		
※受付欄		※処理欄

(注意)※印欄は、記入しないで下さい。

様式第5号(第6条関係)

工事取りやめ届

<p>年 月 日 第 号で確認された(建築物・建築設備・工作物)の工事を 取りやめたので、新見市建築基準法等に関する施行規則第6条第1項の規定により届け 出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>建築主事 様</p> <p style="text-align: right;">建築主 住 所 氏 名 ⑩</p>			
1 建築物の主要用途			
2 敷地の地名、地番			
3 取りやめた理由			
4 取りやめた部分			
※受付欄		※処理欄	

(注意)※印欄は、記入しないで下さい。

様式第6号(第6条関係)

申請取下書

<p>年 月 日付で申請しました について、申請を 取り下げますので新見市建築基準法等に関する施行規則第6条第3項の規定により届け 出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>新見市長 様 (建築主事 様)</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>印</p>	
1 建築物の主要用途	
2 敷地の地名、地番	
3 取り下げる理由	
※受付欄	※処理欄

(注意)※印欄は、記入しないで下さい。

様式第7号(第7条関係)

確認申請手数料等減免申請書

新見市建築基準法等に関する施行規則第7条第3項の規定により 料の減免を受けたいので申請します。		手数料 年 月 日	
新見市長		様 申請者 住所 氏 名	
		⑩	
1 建築主住所氏名	電話( ) ー		
2 代理者住所氏名	電話( ) ー		
3 敷地の位置			
4 申請の理由			
5 建築物の床面積	6 減額・免除額		円
※減額・免除履歴	確認申請手数料	減額・免除年月日	年 月 日
		減額・免除番号	第 号
	中間検査申請手数料	減額・免除年月日	年 月 日
		減額・免除番号	第 号
	完了検査申請手数料	減額・免除年月日	年 月 日
		減額・免除番号	第 号
	許可申請手数料	減額・免除年月日	年 月 日
		減額・免除番号	第 号
認定申請手数料	減額・免除年月日	年 月 日	
	減額・免除番号	第 号	
承認申請手数料	減額・免除年月日	年 月 日	
	減額・免除番号	第 号	
認定の取消し 申請手数料	減額・免除年月日	年 月 日	
	減額・免除番号	第 号	
※受付欄			※特記

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第8号(第10条関係)

工事監理状況報告書

年 月 日

様

工事監理者等 住所  
氏名

( )級建築士登録( 知事・大臣)第  
( )級建築士事務所( )知事登録第  
TEL( ) — FAX( ) —

㊦  
号  
号

次のとおり工事の監理状況を報告します。

確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号	
建築場所			床面積	
建築主住所 氏名 TEL ( ) —	階			m <sup>2</sup>
	階			m <sup>2</sup>
建築物の用途 名称	階			m <sup>2</sup>
	階			m <sup>2</sup>
工事種別		構造種別	階	m <sup>2</sup>
施工者住所 氏名 TEL ( ) —	階			m <sup>2</sup>
	階			m <sup>2</sup>
設計者住所 氏名 TEL ( ) —	階			m <sup>2</sup>
	合計			m <sup>2</sup>
監理 状 況	項目	報告内容		備考
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄		

注 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式第9号その(1)(第11条関係)

道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)申請書

建築基準法第42条第1項第5号による道路の位置の指定(指定の変更・指定の廃止)を受けたいので建築基準法施行規則第9条の規定により申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。						
新見市長 様					年 月 日	
申請者 住 所 氏 名					㊟	
1 築造主住所氏名		㊟ 電話( ) —				
2 申請代理者住所氏名		電話( ) —				
3 工事施工者住所氏名		電話( ) —				
4 申請道路	ア 申請時 地名地番					
	※ 指定時 地名地番					
	イ 申請時 幅員 (道路敷幅員)	( ) m	( ) m	( ) m	エ 総延長 5 用途地域 その他	
	※ 指定時 幅員 (道路敷幅員)	( ) m	( ) m	( ) m		
	ウ 申請時 延長	( ) m	( ) m	( ) m	( ) m	
※ 指定時 延長	( ) m	( ) m	( ) m	( ) m		
6 申請道路が 接する道路の 状況	ア 道路の種別	・国道 ・県道 ・市道 ・私道 ・法第42条第1項第 号 ・法第42条第2項			イ 幅員	m
7 道路築造の 予定年月日	着工予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	8 道路を含む関係 土地の面積	m <sup>2</sup>		
9 変更・廃止しようとする道路の位置の指 定 番 号 及 び 年 月 日		第 号		年 月 日		
10 変更・廃止の理由						
※備考						
※受付欄		※築造承認欄		※指定(変更・廃止)欄		※公告欄
		第 号 年 月 日		第 号 年 月 日		年 月 日

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 申請者は、当該道路を築造しようとする者(廃止の場合は、当該道路の土地の所有者)に限ります。ただし、築造しようとする者が2人以上のときは、その代表者を定め申請してください。  
 3 地名、地番は道路の敷地となる土地の公称(土地の登記簿による。)地名、地番をいい、地番が2以上のときはすべての地番を記入してください。  
 4 6のアの欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第9号その(2) (第11条関係)

道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)通知書

申請者住所氏名		様		指定(変更・廃止) 第 号 指定(変更・廃止) 年 月 日	
		新見市長		印	
年 月 日付けの道路の位置の指定(指定の変更・指定の廃止)申請については、建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定(指定の変更・指定の廃止)したので通知します。					
1 築造主住所氏名		電話			
2 申請代理者住所氏名		電話			
3 工事施工者住所氏名		電話			
4 申請道路	ア 申請時 地名地番				
	イ 指定時 地名地番				
	ウ 申請時 幅員 (道路敷幅員)	( ) m	( ) m	( ) m	キ 総延長
	エ 指定時 幅員 (道路敷幅員)	( ) m	( ) m	( ) m	
	オ 申請時 延長	m	m	m	5 用途地域 その他
	カ 指定時 延長	m	m	m	
6 申請道路が 接する道路 の状況	ア 道路の種別	・国道 ・県道 ・市道 ・私道 ・法第42条第1項第 号 ・法第42条第2項		イ 幅員	m
7 道路築造の 予定年月日	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日	8 道路を含む関係 土地の面積		m <sup>2</sup>	
9 変更・廃止しようとする道路の位置の指 定番号及び年月日		第 号		年 月 日	
10 変更・廃止の理由					
11 備考					





様式第12号(第12条、第13条関係)

追 加 調 書

(1)

法第44条第1項第3号関係							
		計 画 部 分		既 存 部 分		合 計	
1	敷地面積 (道路内面積)	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>
2	建築面積 (道路内面積)	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>
3	延べ面積 (道路内面積)	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>	(	m <sup>2</sup> )m <sup>2</sup>
4	建築物 の高さ	最高	m	m	5 建ぺい 率	%	
		軒高	m	m	6 容積率	%	
7 立体道路の概要							
ア 立体道路に係る建築物等の名称							
イ 道路の種類等		国道・県道・市道(路線名：                      ・幅員： m)					
		自動車道のための交通の用に供する道路・特定高架道路等					
ウ	関連 法の 指定 等	道路法	道路立体的区域の決定 ( 年 月 決定・予定)				
			道路保全立体区域の指定 ( 年 月 決定・予定)				
	都市計 画法	( 年 月 決定・予定)					
エ	道路に 対する 建築物 の形態	位置	上空・路面下				
		構造	道路分離構造・道路一体構造 (道路一体建築物に関する協定( 年 月締結・予定・無))				
オ	重複利用区域 面積	m <sup>2</sup>					
カ	その他必要な 事項						

(2)

法第55条第2項、第3項各号関係				
1	空地面積	m <sup>2</sup>	2 空地面積の敷地面積に対する割	m <sup>2</sup>

(3)

法第57条第1項関係				
高架の 工作物の 概要	1	所有者住所氏名	電話 ( ) —	
	2	工作物の用途	3	工事種別 新設・既設・その他
	4	構造	5	最高の高さ m
	6	その他必要な事項		

(4)

法第68条の3第1項、第2項、第3項、第7項関係			
敷地 関係	1	地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域面積	m <sup>2</sup>
	2	地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域面積	m <sup>2</sup>
	3	指定容積率	%
		地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度	%
	4	指定建ぺい率	%
		地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建ぺい率の最高限度	%
	5	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度	m
地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建築物の高さの最高限度		m	
6	都市計画法第12条の12の区域として定められた誘導すべき用途		

(5)

法第68条の3第4項関係			
1	地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域面積	m <sup>2</sup>	2 指定容積率 %
3	地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域面積	m <sup>2</sup>	4 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度 %

(6)

法第68条の4、法第68条の5の5第1項、第2項関係		
敷 地 関 係	1 地区計画等区域面積	m <sup>2</sup>
	2 地区整備計画等区域面積	m <sup>2</sup>
	3 指定容積率	%
	4 地区整備計画等で定められている区域の特性に応じた容積率の最高限度	%
	5 地区整備計画等で定められている区域内の公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度	%
	6 地区整備計画等で定められている区域の壁面の位置の制限	m
	7 地区整備計画等で定められている区域の壁面後退区域における工作物の設置制限	
	8 地区整備計画等で定められている区域の建築物の高さの最高限度	m
	9 地区整備計画等で定められている区域の建築物の容積率の最高限度	%
	10 地区整備計画等で定められている区域の建築物の敷地面積の最低限度	m <sup>2</sup>

(7)

法第68条の5の3第2項関係			
1 地区計画又は沿道地区計画の区域面積	m <sup>2</sup>	2 指定容積率	%
3 地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域面積	m <sup>2</sup>	4 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度	%
5 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最低限度	%	6 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建ぺい率の最高限度	%
7 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建築面積の最低限度	m <sup>2</sup>	8 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている壁面の位置の制限	m

(8)

法第68条の5の6関係		
敷地関係	1 地区計画等区域面積	m <sup>2</sup>
	2 地区整備計画等区域面積	m <sup>2</sup>
	3 指定建ぺい率	%
	4 地区整備計画等で定められている区域の地区施設等の区域面積	m <sup>2</sup>
	5 地区整備計画等で定められている区域の壁面の位置の制限	m

(9)

政令第131条の2第2項、第3項関係	
1 計画道路の名称	
2 計画道路の幅員	m

(10)

法第68条の5の2関係			
1 防災街区整備地区計画の区域面積	m <sup>2</sup>	5 指定容積率	%
2 条例で定められている容積率の最低限度	%		
3 条例で定められている敷地面積の最低限度	m <sup>2</sup>	6 防災街区整備地区計画で定められている容積率の最高限度	%
4 条例で定められている壁面の位置の制限	m		

様式第13号その(1)(第13条関係)

認 定 申 請 書

新見市建築基準法施行条例第2条第2項ただし書・第3条第2項第3号の規定による認定を受けたいので申請します。  
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所  
氏名 ①

1 建築主	住所						
	氏名		電話	( )	—		
2 申請代理者	住所						
	氏名		電話	( )	—		
3 敷地の地名地番							
4 建築物の概要	区分	用途	構造	階数	敷地面積	建築面積	延べ面積
	申請部分				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	申請以外の部分				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合計				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
5 工事種別	・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替						
6 工事着手予定日	年	月	日	7 工事完了予定日	年	月	日
8 災害防止措置基準の該当条項							
※ 受付欄	※ 決裁欄			※ 認定番号欄		備考	
				年 月 日 第 号			

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 5の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第13号その(2) (第13条関係)

認 定 通 知 書

第 年 月 日 号 申請者 住所 氏名 様 新見市長 <span style="float: right;">印</span>							
年 月 日付けの認定申請については、新見市建築基準法等に関する施行規則第13条第5項の規定により認定したので通知します。							
1 建築主	住所						
	氏名			電話	( )	—	
2 申請代理者	住所						
	氏名			電話	( )	—	
3 敷地の地名地番							
4 建築物の概要	区分	用途	構造	階数	敷地面積	建築面積	延べ面積
	申請部分				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	申請以外の部分				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合計				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
5 工事種別	・新築    ・増築    ・改築    ・大規模の修繕    ・大規模の模様替						
6 工事着手予定日	年	月	日	7 工事完了予定日	年	月	日
8 災害防止措置基準の該当条項							
9 備考							

様式第14号その(1)(第13条関係)

認 定 申 請 書

新見市建築基準法施行条例第4条ただし書、第5条ただし書、第8条第1項ただし書、第8条第2項ただし書、第8条第3項ただし書、第9条第1項ただし書、第9条第2項ただし書、第11条第1項の規定による認定を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

新見市長 様

申請者 住所  
氏名 ①

1 建築主	住所						
	氏名		電話	( )	—		
2 申請代理者	住所						
	氏名		電話	( )	—		
3 敷地の地名地番							
4 建築物の概要	区分	用途	構造	階数	敷地面積	建築面積	延べ面積
	申請部分				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	申請以外の部分				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合計				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
5 工事種別	・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替						
6 工事着手予定日	年	月	日	7 工事完了予定日	年	月	日
8 その他必要な事項							
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 認定番号欄			備考		
		年 月 日 第 号					

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 5の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第14号その(2)(第13条関係)

認 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

新見市長 印

年 月 日付けの建築認定申請については、新見市建築基準法施行条例第4条  
ただし書、第5条ただし書、第8条第1項ただし書、第8条第2項ただし書、第8条第3項た  
だし書、第9条第1項ただし書、第9条第2項ただし書、第11条第1項の規定により認定した  
ので通知します。

1 建築主	住 所						
	氏 名				電 話	( )	—
2 申請 代理者	住 所						
	氏 名				電 話	( )	—
3 敷地の地名地番							
4 建築物 の概要	区 分	用 途	構 造	階数	敷地面積	建築面積	延べ面積
	申請部分				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	申請以外 の 部 分				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合 計				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
5 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替						
6 工事着手予定日	年	月	日	7 工事完了予定日	年	月	日
8 その他必要な事項							
9 備 考							

様式第15号その(1)(第15条関係)

建築協定認可(変更認可)申請書

建築基準法第70条第1項(第74条第1項・第76条の3第2項)の規定による認可を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所

氏 名



1	代表者住所氏名			
協定区域の位置	2 地名地番			
	3 用途地域		5 その他の地域・地区	
	4 防火地域	防火・準防火・指定なし		
6	協定区域の面積			
7	協 定 者 数	名		
8	有 効 期 間			
9	廃 止 の 目 的			
10	協 定 内 容			
※ 受 付 欄				

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第15号その(2)(第15条関係)

建築協定認可(変更認可)通知書

建築基準法第70条第1項(第74条第1項・第76条の3第2項)の規定による認可をしたので、  
通知します。

認可番号 第 号

年 月 日

新見市長



1	代表者住所氏名			
協定区域の位置	2 地名地番			
	3 用途地域		5 その他の地域・地区	
	4 防火地域	防火・準防火・指定なし		
6	協定区域の面積			
7	協定者数	名		
8	有効期間			
9	廃止の目的			
10	協定内容			

様式第16号その(1)(第16条関係)

建築協定廃止認可申請書

建築基準法第76条第1項の規定による廃止認可を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所

氏 名



1	代表者住所氏名				
協定区域の位置	2 地名地番				
	3 用途地域		5 その他の地域・地区		
	4 防火地域	防火・準防火・指定なし			
6	協定区域の面積				
7	協定者数	認可当時	名	現在	名
8	有効期間				
9	廃止の目的				
10	協定内容				
※ 受付欄					

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第16号その(2)(第16条関係)

建築協定廃止認可通知書

建築基準法第76条第1項の規定による認可をしたので、通知します。

廃止認可番号 第 号

廃止認可年月日 年 月 日

新見市長



1	協定区域の名称					
2	協定区域の面積	宅地	道路	その他	合計	区画
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
3	建築物に関する協定事項	建築物の〔敷地・位置・構造・用途 形態・意匠・構造設備〕に関する基準				
4	土地の所有者等 の人数	土地の 所有者	建築物の所有を 目的とする		法第77 条の規定 による建 物の借 主	合計
			地上権を 有する者	賃借権を 有する者		
5	用途地域					
6	防火地域	準防火 ・ 指定なし				
7	地名・地番					
8	廃止理由					
9	備考					





様式第19号(第17条関係)

措 置 書

建築基準法第86条の2第1項(第86条の2第3項)の規定による認定(許可)申請に係る建築物の計画に関する説明のために、土地について所有権又は借地権を有する者に対して次の措置を講じました。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名



1 権 利 者 住 所 氏 名			
2 権 利 の 種 類		一覽との対象番号	
3 措 置 概 要	ア 説 明 場 所		
	イ 説 明 年 月 日	年 月 日	
	ウ 説 明 時 間	時 分 ~ 時 分	
	エ 説 明 内 容		
4 そ の 他 特 記 事 項			

様式第20号(第18条関係)

合 意 書

建築基準法第86条の5第2項(第86条の5第3項)の規定により一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定(許可)の取消しの申請を行うことについて、次のとおり合意しました。

年 月 日

申請者又は権利者の氏名	権利の種類	摘要	一覧との 対照番号
申請者 ⑩			
権利者 ⑩			
⑩			
⑩			
⑩			
⑩			
⑩			
⑩			
⑩			
⑩			

- (注) 1 権利の種類欄は、所有権又は借地権の別を記入してください。  
2 合意者の印鑑証明書を添付してください。



様式第22号(第32条関係)

軽微な変更説明書

下記について直前の(確認・中間検査)を受けた日以降に省令第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、当該変更の内容を下記のとおり説明します。

記

1 物件名称	
2 確認番号等	年 月 日 第 号
3 変更内容	
(1) 軽微な変更の内容	(2) 変更内容を明示した添付図書

(注意)

- 1 完了検査申請書第四面又は中間検査申請書第三面に軽微な変更内容が書かれた場合は必ずこの書面及び該当する図面等の図書を当該申請書に添えて提出してください。
- 2 (1)には軽微な変更の内容を項目ごとに箇条書きしてください。
- 3 (2)には(1)の変更内容の項目ごとに図面の名称を記入してください。

様式第1号 (第3条、第12条関係)  
様式第2号 (第3条、第13条関係)  
様式第3号 (第3条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第5号 (第6条関係)  
様式第6号 (第6条関係)  
様式第7号 (第7条関係)  
様式第8号 (第10条関係)  
様式第9号その(1) (第11条関係)  
様式第9号その(2) (第11条関係)  
様式第10号 (第11条関係)  
様式第11号 (第11条関係)  
様式第12号 (第12条、第13条関係)  
様式第13号その(1) (第13条関係)  
様式第13号その(2) (第13条関係)  
様式第14号その(1) (第13条関係)  
様式第14号その(2) (第13条関係)  
様式第15号その(1) (第15条関係)  
様式第15号その(2) (第15条関係)  
様式第16号その(1) (第16条関係)  
様式第16号その(2) (第16条関係)  
様式第17号 (第17条、第18条関係)  
様式第18号 (第17条関係)  
様式第19号 (第17条関係)  
様式第20号 (第18条関係)  
様式第21号 (第32条関係)  
様式第22号 (第32条関係)